



くらしの
相談窓口
から

引越しサービスを解約したい…

～キャンセル料はどのくらい？～

相談

転勤で他県に引越しをするために、引越し業者に見積りを依頼し1ヶ月前に契約しました(総額20万円)。しかし、引越し当日の今日になって急な都合が生じたため、解約したいのですが、できるでしょうか。高額なキャンセル料を支払わないといけなんでしょうか。(40代 男性)



回答

進学や転勤に伴い、3月から4月にかけて引越しサービスの契約が集中するため、トラブルも増加します。

引越しサービス契約については、貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通省告示の『標準引越運送約款』の中で、見積り、運送の引受け、荷物の受取、運賃・料金、解約・延期手数料、事故、責任等について定められています。

この相談の引越しサービス業者は『標準引越運送約款』と同じ約款を使っていたことから、相談者には、「①キャンセル料(解約手数料)が発生するのは、利用者の事情による解約で、その申出が見積書に記載された荷物受取日の前日または当日であるものに限ること、②その額は、前日は見積運賃部分の10%以内、当日は20%以内であること(※1)」を説明し、相談者の場合は当日の解約なので、解約料は4万円以内であることを説明しました。

また、標準約款には「事前に無料で見積りを行う

こと、見積り時に約款を提示すること、内金・手付金などを請求しないこと(※2)」等を定めています。

引越しサービス契約のトラブルには、この事例の他にも、約束の日時に来なかった、荷物や住宅に傷がついた、紛失した等があります。このようなトラブルを未然に防止するためには、次の点に留意してください。①複数の見積りを取り、納得して業者を決める。②見積書・引越約款を受取ったらすぐに内容を確認する。③引越し作業時及び作業終了時には点検をする。④トラブル発生の際は消費生活センター等の公的相談機関に相談する。

引越しは何かと大変ですが、トラブルに遭わないで、気持ちよく新生活を始めたいものです。

- (※1) 事業者は、見積書に記載してある荷物受取日の2日前までに見積書の記載内容の確認を行うことになっており、この確認を行っていない場合、解約手数料は請求できません。また、延期手数料についても解約手数料と同様の取扱いとなっています。
- (※2) 下見に要した費用(見積りに利用者の了解が必要)を請求されることがあります。

注意喚起!

気をつけて! 入浴剤での転倒事故!

＝ 複雑骨折した事例も ＝

入浴剤が入っているお風呂ですべて転倒しケガをしたという事故が、国民生活センターで把握されています。「すべりやすい」旨の表示がある入浴剤での事故が多く、複雑骨折した事例もあります。

○入浴剤は、購入した本人以外の方が使うこともあるので、使用した入浴剤がすべりやすいと感じた場合は、他の入浴者にも注意を促しましょう。

○入浴剤は、使用方法に記載された量より多く入れると、濃度が高くなり、よりすべりやすくなります。高齢者や子供、妊婦などが使用する場合は特に注意が必要です。



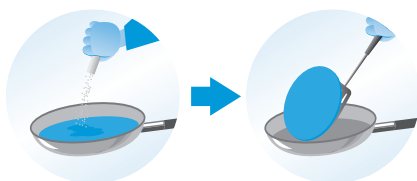
廃食用油処理剤

商品テスト 情報

揚げ物や炒め物に使う食用油は、私たちの食生活には欠かせないものです。しかし、使用済みの食用油を下水にそのまま流すと、環境への負荷が大きくなり好ましくありません。また、家屋内の排出管や下水道を詰まらせる原因にもなります。近頃、家庭で食用油を簡単に処理する商品として、食用油を凝固または吸収させ、ゴミとして捨てる「廃食用油処理剤」が市販されています。そこで、これらの性能、特徴などをテストし、上手な油の処理方法や処理する時の注意点などをまとめましたのでお知らせします。

こんな廃食用油処理剤をテストしました

固めるタイプ（油が熱いうちに、処理剤を入れ、冷して固めるもの）



吸わせるタイプ（パット状や袋状の処理剤に冷めた油を吸収させるもの）



（パット状）



（袋状）

廃食用油処理剤の性能、特徴等

区分	素材	使用温度	使用量	特徴
固めるタイプ	凝固剤（特殊セラミック粉末、天然油脂系成分など）	80℃～90℃	1包で約600ml凝固	<ul style="list-style-type: none">80℃程度の油に溶解し、その後放置しておけば30分程度（600mlの場合）で固まる。多量の油処理に適している。
吸わせるタイプ（パット状、袋状）	牛乳パック再生材（パルプ、綿などの他に吸収材を含むものもある）	50℃以下	1枚で約110ml吸収（パット状） 1袋で500～600ml吸収（袋状）	<ul style="list-style-type: none">パット状のものは、少量の油処理に適している。袋状のものは、多量の油処理に適している。いずれも、短時間で処理が可能である。（数分程度）

消費者へのアドバイス

- ・油を処理する前に必ず、使用方法をお読みください。
- ・使用方法を間違えると火災の危険性があります。

【使用上の注意など…】

(1) 固めるタイプ

- ・引火の危険性がありますので、処理剤を入れるときは必ず火を消してください。
- ・油の温度が低くて処理剤が解けないときは、再加熱する必要がありますが、その時は、油の温度を上げ過ぎないように注意し、その場を絶対に離れないで下さい。

(2) 吸わせるタイプ

- ・必ず冷めた油に使用してください。高温の油を処理すると、やけどをしたり、処理剤を入れたポリ袋が溶けて破れたりします。



廃食用油のリサイクルについて

なお、県内では、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、南砺市などで、廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車などの燃料としてリサイクルする取組みを行っています。詳しくは、それぞれの市の廃棄物担当窓口までお問合せください。

全国でも初めて

県下一斉にレジ袋の無料配布を取り止め

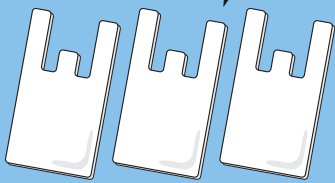
桜の開花の早まり、真夏日の増加、紅葉の遅れ。地球温暖化の影響は、すでに現れています。地球温暖化防止やごみの減量化、資源の節約のため、平成20年4月1日から県下一斉に主要スーパーマーケット25事業者で、レジ袋の無料配布が取り止められます。

一人ひとりがむだなレジ袋を断り、マイバッグを使うことで、県内で年間3億枚に上るレジ袋を削減することができるだけでなく、環境にやさしい生活スタイルを進めるための足がかりとして大きな意義があります。

環境にやさしい生活スタイルの実践に向け、まずはレジ袋の削減から始めましょう。

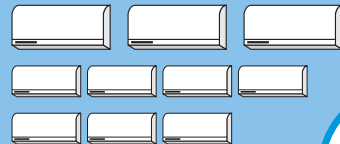
県内で1年間に使用される
レジ袋を削減すると

3億枚



製造・焼却に伴うCO₂の排出量

エアコン約**37,000**台
のCO₂排出量(年間)

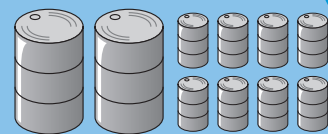


製造に使用される石油

200・ドラム缶 約28,000本

約**4,700**世帯

のエネルギー消費量(年間)



削減
できます

実施事業者(予定)

(株)アーク、(株)アイル、アルビス(株)、(株)オレンジマート、(株)キョーエイ、(有)五福商会、(株)三喜有、三幸(株)、(株)サンコー本店、(株)シューコーポレーション、(株)新生マート、(株)ヒラキストア、(有)藤田食品店、(株)まるまん、(株)大阪屋ショップ、(株)新鮮市場、(株)パロー(一部店舗より実施)、ユニー(株)(一部店舗より実施)、イオン(株)(一部店舗より実施)、(株)パルフェ、(株)サンショウ、(株)ライク、(株)平和堂、(株)マイカル、(株)JAライフ富山

問合せ先:富山県環境政策課(TEL 076-444-3140、FAX 076-444-3480)

臨時価格調査を実施しています!

原油価格の高騰によりガソリン、灯油が値上がりをしており、一部の食料品等も値上げ又は今後の値上げを予定していることなどから、県民の消費生活への影響が懸念されています。

そこで、県では、県内80名の富山県くらしのアドバイザーなどにより、県民の消費生活と関連性が高い物資について、臨時価格調査を実施しています。

調査対象期間 平成20年1月から2月

調査対象品目 (18品目) 食パン、豆腐など食料品13品目、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど
生活用品5品目

調査方法 毎週1回、店舗に出向いて対象品目の価格を調査

調査概要については、県のホームページで公表しています。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

なお、18年5月から、ガソリン(ハイオク、レギュラー)、軽油、灯油(店頭、配達)、プロパンガスの価格調査も行っており、その結果もホームページからご覧になれます。

【問合せ先】富山県県民生活課消費生活係 TEL 076-444-3129 FAX 076-444-3477

平成20年度
公正取引委員会
消費者モニター
募集のお知らせ

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく「消費者モニター」を募集しています。

- 1 応募資格 20歳以上の一般消費者の方(学生可)
- 2 仕事の内容 研修会への出席(年2回、平日、3時間程度、富山市で開催の予定)、アンケート調査への回答(年数回)、消費者としての意見や要望の提出、その他公正取引委員会が行う調査等への協力
- 3 任 期 平成20年4月から平成21年3月末日までの1年間
- 4 応募締切 平成20年2月15日(金)当日消印有効

応募方法・問合せ先など詳細につきましては下記までお問合せください。

公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 TEL 052-961-9423 ホームページ http://www.jftc.go.jp/c_chubu/

「**くらしの安心ネットとやま**」による情報がホームページでご覧になれます。

県・関係機関・福祉団体等を構成団体とする「くらしの安心ネットとやま」では、県内で発生している悪質商法の手口やその対処方法等を「くらしの安心情報」としてホームページで提供しています。是非、ご覧下さい。

ホームページアドレス <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター……………TEL076-443-2047
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野TEL076-467-5810 婦 中TEL076-465-2115
大 山TEL076-483-1212 山 田TEL076-457-2113
八 尾TEL076-454-3114 細 入TEL076-485-9001

魚津市……………TEL0765-23-1003

滑川市……………TEL076-475-2111(内323)

黒部市……………TEL0765-54-2111(内316)

舟橋村……………TEL076-464-1121(内29)

上市町……………TEL076-472-1111(内141)

立山町……………TEL076-462-9963

入善町……………TEL0765-72-1100(内135)

朝日町……………TEL0765-83-1100(内235)

砺波市……………TEL0763-33-1111(内143)

庄川支所……………TEL0763-82-1902

高岡市市民協働課……………TEL0766-20-1522
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター……………TEL0766-64-5333

氷見市……………TEL0766-74-8010

小矢部市……………TEL0766-67-1760(内424)

南砺市……………TEL0763-23-2008

行政センター

福 野TEL0763-22-1101 平 TEL0763-66-2132

井 波TEL0763-82-1181 上 平TEL0763-67-3212

城 端TEL0763-62-1213 利 賀TEL0763-68-2112

福 光TEL0763-52-1571 井 口TEL0763-64-2212

射水市(大島庁舎)……………TEL0766-52-7966

地区行政センター

新 湊TEL0766-82-1964 大 門TEL0766-52-7397

小 杉TEL0766-57-1636 下 TEL0766-59-8095

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談……………TEL076-432-9233

消費者金融・多重債務相談……………TEL076-433-3252

URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談……………TEL0766-25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

TEL076-432-5690 午前9時～午後4時